別表３　　１．代理援助立替基準

	案件の内容		訴　　額	実費等		着手金		報　　酬　　金	
				基　準　額	備　　考	基　準　額	備　　考	基　準　額	備　　考
（１）金銭事件	①交通事故、その他損害賠償請求、金銭請求事件		～ 50万円未満 50万円以上　100万円未満 100万円以上　200万円未満 200万円以上　300万円未満 300万円以上　500万円未満 500万円以上 1,000万円未満 1,000万円以上	25,000円 35,000円 〃 〃 〃 〃 〃	１．訴訟上の救助の決定を求めるものとする。 ２．訴訟上の救助の決定が受けられなかった場合、申立ての手数料を追加して支出する。	66,000円 99,000円 132,000円 165,000円 187,000円 220,000円 242,000円	事件の性質上特に処理が困難なものについては385,000円まで増額することができる。	１．現実に入手した金銭が、3,000万円までは、その10%（税別）を基準とする。 現実に入手した金銭が、3,000万円を超える部分については、その超える部分の６％（税別）を加算する。 ２．当面取立てができない事件の報酬金は66,000円～132,000円とし、標準額を88,000円とする。 ３．相手方の請求を排除した場合の報酬金は、着手金の７割相当額とし、訴訟事件の場合は、出廷回数に金11,000円を乗じた額をこれに加算する。ただし、出廷回数による加算額は、請求排除額の10%を超えないものとする。	事件の難易、出廷回数等を考慮し、増減することができる。 出廷回数は１回11,000円を基準とする。
	② 手形訴訟			（１）①の２分の1		（１）①の２分の1			
（２）不動産・動産事件	① 所有権確認・登記抹消・明渡請求・借地・借家		～ 50万円未満 50万円以上　100万円未満 100万円以上　200万円未満 200万円以上　300万円未満 300万円以上　500万円未満 500万円以上 1,000万円未満 1,000万円以上	25,000円 35,000円 〃 〃 〃 〃 〃	１．訴訟上の救助の決定を求めるものとする。 ２．訴訟上の救助の決定が受けられなかった場合、申立ての手数料を追加して支出する。	66,000円 99,000円 132,000円 165,000円 187,000円 220,000円 242,000円	事件の性質上特に処理が困難なものについては385,000円まで増額することができる。	受けた利益が、1,000万円までは、その10%（税別）を基準とする。 受けた利益が、1,000万円を超え3,000万円までは、その超える部分の６％（税別）を加算する。 受けた利益が、3,000万円を超え5,000万円までは、その超える部分の５％（税別）を加算する。 受けた利益が、5,000万円を超える部分については、その超える部分の４％（税別）を加算する。	１．事件の難易、出廷回数等の考慮については金銭事件に同じ。 ２．時価の算定は国土交通省の公示価格・相続税の路線価格を参考に決定する。 ３．受けた利益が不明の場合には、争いの実態を勘案し評価する。
	② 借地非訟事件			25,000円		110,000円～165,000円			
	③ 境界確定事件			不動産事件に準ずる。		165,000円～220,000円 標準額を198,000円とする。			
（３）家事事件	① 離婚・認知等請求			35,000円	１．訴訟上の救助の決定を求めるものとする。 ２．訴訟上の救助の決定が受けられなかった場合、申立ての手数料を追加して支出する。	○公示送達事件　88,000円 ○金銭請求を伴わないもの 198,000円～253,000円 標準額を231,000円とする。 ○金銭請求を伴うもの 金銭請求と同様とする。 ただし231,000円を下回らないものとする。	事件の性質上特に処理が困難なものについては385,000円まで増額することができる。	１．金銭その他の財産的給付がない又は当面取立てができない事件の報酬金は66,000円～132,000円とし、標準額を88,000円とする。 ２．公示送達事件は、66,000円～88,000円とする。 ３．１にかかわらず、金銭給付のある場合には、金銭事件に準ずる。 ４．金銭以外の財産的給付のある場合には、不動産・動産事件に準ずる。 ５．金銭その他の財産的給付のある場合の報酬金の下限は88,000円とする。	１．受けた利益の算定については、扶養料の分割払いの場合には２年分、遺産分割事件については相続分の３分の１とし、報酬金はそれぞれその10%（税別）とする。 ２．事件の難易、出廷回数等の考慮については金銭事件と同じ。
	② 遺産分割事件 （調停も同様）			35,000円		金銭事件に準ずる。	訴額の算定は目的物の価額の３分の１を基準とする。	金銭事件～不動産事件に準ずる。 (備考参照)	
（４）行政事件				35,000円	申立ての手数料は追加して支出する。	165,000円～242,000円	事件の性質上特に処理が困難なものについては385,000円まで増額することができる。	１．115,237円～169,713円に、出廷回数１回につき11,000円を乗じた額を加算する。 ２．１にかかわらず、金銭給付のある場合は、金銭事件に準ずる。	事件の難易等を考慮し、増減することができる。
（５）保全事件	① 仮差押・仮処分			20,000円	１．保証金は追加して支出する。ただし、被援助者の直接負担を求めることがある。 ２．登録免許税は追加して支出する。	44,000円～66,000円		本案事件と一括して決定する。	本案事件と保全事件の受任弁護士が異なる場合には実情に応じ決定する。
	② 労働事件断行仮処分			20,000円		132,000円～198,000円		金銭事件～不動産事件に準ずる。	
（６）その他	① 強制執行事件			20,000円 ○少額訴訟債権執行 15,000円	予納金は追加して支出する。	○強制執行単独援助の場合 55,000円～77,000円 ○関連事件がある場合 執行対象が不動産の場合 55,000円～77,000円 執行対象が債権・動産の場合 44,000円～66,000円 ○少額訴訟債権執行 44,000円		本案事件と一括して決定する。	本案事件と強制執行事件の受任弁護士が異なる場合には実情に応じ決定する。
	② 財産開示手続			15,000円		33,000円～44,000円			
	③ 第三者からの情報取得手続（取得する債務者の情報の別による）			13,000円		16,500円			
	④ 執行停止事件			10,000円	保証金は追加して支出する。ただし、被援助者の直接負担を求めることがある。	55,000円～77,000円		本案事件と一括して決定する。	
	⑤ 民事調停事件			20,000円	申立ての手数料は追加して支出する。	44,000円～110,000円 ○調停不調の本訴 調停事件の着手金の２分の１相当額を減じる。	建築瑕疵又は医療過誤その他事件の性質上特に処理が困難なものについては165,000円まで増額することができる。	金銭事件～不動産事件に準ずる。	
	⑥ 家事調停事件・家事審判事件のうち家事事件手続法別表第二に掲げる事件			20,000円 ○調停不調の本訴 35,000円 ○調停・本訴一括援助 各 20,000円		88,000円～132,000円 ○調停不調の本訴 165,000円 ○調停・本訴一括援助 調停　88,000円～110,000円 本訴　165,000円	調停不調のときは本訴を関連援助する。 事件の性質上特に処理が困難なものについては198,000円まで増額することができる。	離婚・認知等請求事件に準ずる。	

	案件の内容		訴額	実費等		着手金		報酬金	
				基準額	備考	基準額	備考	基準額	備考
（6）その他	⑦ 家事審判事件のうち家事事件手続法別表第一に掲げる事件	家事事件手続法別表第一に掲げる事件（成年後見人等申立事件を除く。）		10,000円～20,000円		33,000円～44,000円		原則としてなしとする。ただし、事案が複雑困難な場合は、離婚・認知等請求事件に準ずる。	
		成年後見人等申立事件		20,000円		66,000円～110,000円			
	⑧ 労働審判事件			20,000円	申立ての手数料は追加して支出する。	88,000円～132,000円	事件の性質上特に処理が困難なものについては165,000円まで増額することができる。	金銭事件～不動産事件に準ずる。	
	⑨ 保護命令事件			20,000円		○口頭弁論又は審尋がある場合 132,000円 ○口頭弁論又は審尋がない場合 55,000円	事件の性質上特に処理が困難なものについては198,000円まで増額することができる。		
	⑩ 証拠保全事件			20,000円	保全後の調査を含むときは、30,000円を限度に加算する。	66,000円～88,000円		本案事件と一括して決定する。	
	⑪ 被告・被控訴事件			20,000円 反訴を含む時は 35,000円	１．反訴については、訴訟上の救助の決定を求めるものとする。 ２．訴訟上の救助の決定が受けられなかった場合、申立ての手数料を追加して支出する。	金銭事件～行政事件に準ずる。		金銭事件～行政事件に準ずる。	被控訴事件で、一審援助の時は一括して決定する。
	⑫ 渉外事件			50,000円	翻訳料は追加して支出する。	金銭事件～家事事件に準ずる。		金銭事件～家事事件に準ずる。	
	⑬ 控訴事件			金銭事件～行政事件に準ずる。		金銭事件～行政事件に準ずる。		金銭事件～行政事件に準ずる。	
	⑭ 示談交渉事件	特に処理が簡易なもの		10,000円		33,000円～44,000円	１．交渉不成立の場合は本訴を関連援助する。費用は金銭事件に準じ適宜減額する。 ２．事件の性質上特に処理が困難なものについては165,000円まで増額することができる。	金銭事件～家事事件に準ずる。	
		上記以外のもの		20,000円		66,000円～110,000円			
	⑮ 支払督促			5,000円		22,000円～44,000円		金銭事件に準ずる。	
	⑯ 任意整理事件・特定調停事件		債権者数 １社～５社 ６社～10社 11社～20社 21社以上	 25,000円 25,000円 30,000円 35,000円	夫婦双方援助のときは、双方合計債権者数の基準額に13,000円を加算し、それぞれに分割して支出する。	 110,000円 154,000円 176,000円 198,000円	１．夫婦双方援助のときは、双方合計債権者数の基準額に66,000円を加算し、それぞれに分割して支出する。 ２．事件の性質上特に処理が困難なものについては297,000円まで増額することができる。		
	⑰ 自己破産事件		債権者数 １社～ 10社 11社～ 20社 21社以上	 23,000円 23,000円 23,000円	１．予納金は被援助者直接負担とする。ただし、被援助者が生活保護法による保護を受けている場合は、裁判所の決定に基づく予納金を追加して支出することができる。 ２．夫婦双方援助のときは、基準額に13,000円を加算し、それぞれに分割して支出する。	 132,000円 154,000円 187,000円	１．管財事件は220,000円まで増額することができる。 ２．夫婦双方援助のときは、双方合計債権者数の基準額に66,000円を加算し、それぞれに分割して支出する。 ３．事件の性質上特に処理が困難なものについては280,761円まで増額することができる。		
	⑱ 民事再生手続		債権者数 １社～ 10社 11社～ 20社 21社以上	 35,000円 35,000円 35,000円	１．予納金は被援助者直接負担とする。 ２．夫婦双方援助のときは、基準額に13,000円を加算し、それぞれに分割して支出する。	 165,000円 187,000円 220,000円	１．個人再生委員が付かない事件又は評価申立がある事件は33,000円を限度に左欄記載の金額に加算することができる。 ２．夫婦双方援助のときは、双方合計債権者数の基準額に66,000円を加算し、それぞれに分割して支出する。 ３．事件の性質上特に処理が困難なものについては330,000円まで増額することができる。		
	⑲ 損害賠償命令事件			10,000円～25,000円 国選被害者参加弁護士が申立人側の受任者となる場合は20,000円とし、国選弁護人が相手方側の受任者となる場合は10,000円とする。		55,000円～99,000円 国選被害者参加弁護士又は国選弁護人が受任者となる場合の標準額は77,000円とする。	事件の性質上特に処理が困難なものについては143,000円まで増額することができる。	１．相手方等から現実に金銭を入手したときは、金銭事件に準ずる。 ２．当面取立ができない事件の報酬金は22,000円とする。 ３．相手方の請求を排除した場合の報酬金は22,000円とする。	事件の難易、出廷回数等の考慮については金銭事件と同じ。
	⑳ ハーグ条約実施法に基づく子の返還申立事件・親子交流申立事件（ハーグ条約事件）	子の返還申立事件・親子交流申立事件		50,000円		297,000円～577,500円	事件の性質上特に処理が困難なものについては770,000円まで増額することができる。	１．金銭その他の財産的給付がない又は当面取立てができない事件の報酬金は99,000円～264,000円とする。 ２．１にかかわらず、金銭給付のある場合は、金銭事件に準ずる。 ３．金銭以外の財産的給付のある場合には、不動産・動産事件に準ずる。 ４．金銭その他の財産的給付のある場合の報酬金の下限は132,000円とする。 ５．保全処分申立事件又は強制執行事件については、本案と一括して決定する。	１．事件の難易、出廷回数等の考慮については金銭事件と同じ。 ２．本案事件と保全処分申立事件又は強制執行事件の受任弁護士が異なる場合には実情に応じ決定する。 ３．受けた利益の算定については、扶養料の分割払いの場合には２年分とし、報酬金はその10%（税別）とする。
		出国禁止命令事件・保全事件・強制執行事件		20,000円	予納金は追加して支出する。	66,000円～99,000円			
	㉑ 特定行政不服申立手続	業務方法書第８条第１項第２号に定める手続		20,000円	事件の性質や難易度に応じて、特に簡易な手続については10,000円まで減額することができる。	44,000円～110,000円	事件の性質や難易度に応じて、特に簡易な手続については22,000円まで減額することができ、特に処理が困難なものについては165,000円まで増額することができる。	１．115,237円～169,713円を基準とする。 ２．１にかかわらず、金銭給付のある場合は、金銭事件に準ずる。	事件の難易、出頭回数等を考慮し、増減することができる。

（注）

１．被援助者が事件に関し相手方等から金銭等を得た場合には、報酬金の全部又は一部を、立替えではなく、被援助者が直接受任者に支払うものとする（業務方法書第57条第3項）。
被援助者は、事件により相手方等から金銭等を得ているときは、当該金銭等から支払うべき報酬金の額を差し引いた残額について、立替金の額に満つるまで、立替金の償還に充てなければならないものとする（業務方法書第60条第1項）。
地方事務所長は、前項の規定にかかわらず、当該被援助者に即時に立替金の全額の償還を求めることが相当でない事情があると認めるときは、被援助者が事件の相手方等から得た金銭等の額の１００分の７５を上限として当該償還に充てるべき金額を適宜減額することができる。ただし、扶養料、医療費その他やむを得ない支出があり、償還に充てる金額を更に減額すべき事情がある場合には、当該償還に充てるべき金額は、前記上限を超えて減額することができる（業務方法書第60条第2項）。

２．立替基準にない類型の事件については、手続態様等が最も近い事件の立替基準を準用する。

３．既に代理援助又は書類等作成援助が行われた事件に関連する案件で、両件の間で争点、資料、弁護活動の共通性が高く、受任者の負担が特に軽い場合は、着手金を基準額欄記載の金額の50％程度まで減額して決定することができる。

４．事件の性質、被援助者の特性等に鑑み、相当と認める場合は、基準額各欄記載の金額を減額して決定することができる。

５．追加支出限度額（限度額を超える場合には原則として被援助者直接負担とする。）

(1) 鑑定料（ただし、医療過誤事件は838,095円）	523,808円	(8) 翻訳料	104,761円（ただし、ハーグ条約事件は原則1,047,618円とし、特に翻訳の必要性が高いものについては、被援助者の使用する言語、事案の性質、審理の状況その他の事情を考慮して1,885,713円まで増額することができる。）
(2) 登録免許税	35万円		
(3) 申立ての手数料	35万円		
(4) (5) 以外の予納金（ただし、民事執行（不動産）事件は100万円）	50万円	(9) 犯罪被害者等である被援助者と受任者の打合せに同席したカウンセラーの費用	50,925円
(5) 官報公告費を除く自己破産事件予納金	20万円	(10) その他実費	30万円（ただし、ハーグ条約事件は50万円）
(6) 記録謄写料	20万円	（(1)～(9) 以外の実費すべてを合算しての限度額）	
(7) 通訳料	104,761円（ただし、ハーグ条約事件は366,666円）		

６．被援助者が多数にわたる場合の着手金
同一の訴訟、調停等の手続きにおいて、被援助者が多数にわたる場合には、受任者の事件処理上の負担に応じ、１人あたり55,000円まで加算することができる。

７．以上の金額は、税別の表示があるものを除いて、すべて税込表示である。

８．この表において、「申立ての手数料」とは、民事訴訟費用等に関する法律第３条各項に定める手数料をいう。ただし、申立てが同条第２項に規定する特定申立てである場合には、当該申立ての手数料の額は、同項の規定にかかわらず、訴訟の目的の価額に応じて、同法別表第二に定めるところにより算出して得た額とする。